事業者の皆様へ

事業系ごみ処理ハンドブック

～事業系ごみの適正な処理方法～

事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者の方が自らの責任と負担によって適正に処理していただかなければなりません。

また、事業系ごみは、量が少量であったり、見た目が家庭ごみと同様であっても、自治会等が管理を行っている地域のごみ一時集積所には出すことが出来ません。

このパンフレットでは、事業系ごみの適正な分別等処理の方法について紹介していますので、事業系ごみの適正処理に御協力ください。

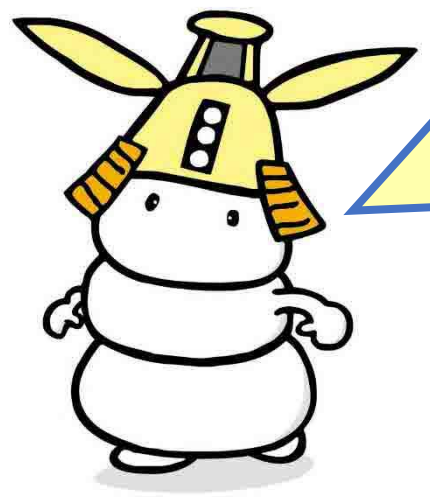

事業者の皆様がごみ減量・リサイクルを推進することは、市全体のごみ排出量の減量と資源の有効利用に繋がります。

また、ごみの減量・リサイクルに取組むことにより、企業のイメージアップ、経営コストの節減・効率化に繋がり、事業者の皆様にも、多くのメリットが生まれます。

目　　次

・事業者の責務、廃棄物の分類　・・・　2ページ

・事業系廃棄物の分別と処理方法等　・・・　3～4ページ

・産業廃棄物一覧表　・・・　5ページ

・問い合わせ先　・・・　6ページ

津市環境部環境政策課　令和6年10月

津市

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条
津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第4条

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

事業者は、廃棄物の減量・適正な処理に関し、国や市の施策に協力しなければならない。

事業系のごみとは？

事業系ごみとは、事業活動に伴って生じたごみのことです。事業活動とは、会社・商店・飲食店・工場など営利を目的とする活動だけではなく、病院・学校・官公署など、公共サービス等の活動も含まれます。

廃棄物の分類（産業廃棄物と一般廃棄物）

廃棄物（ごみ）は大きく分けて、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。

さらに、一般廃棄物は、家庭系と事業系に分かれます。家庭系及び事業系一般廃棄物は、市のごみ処理施設において処分を行いますが、産業廃棄物は、産業廃棄物処分業者において処分を行う必要があります。

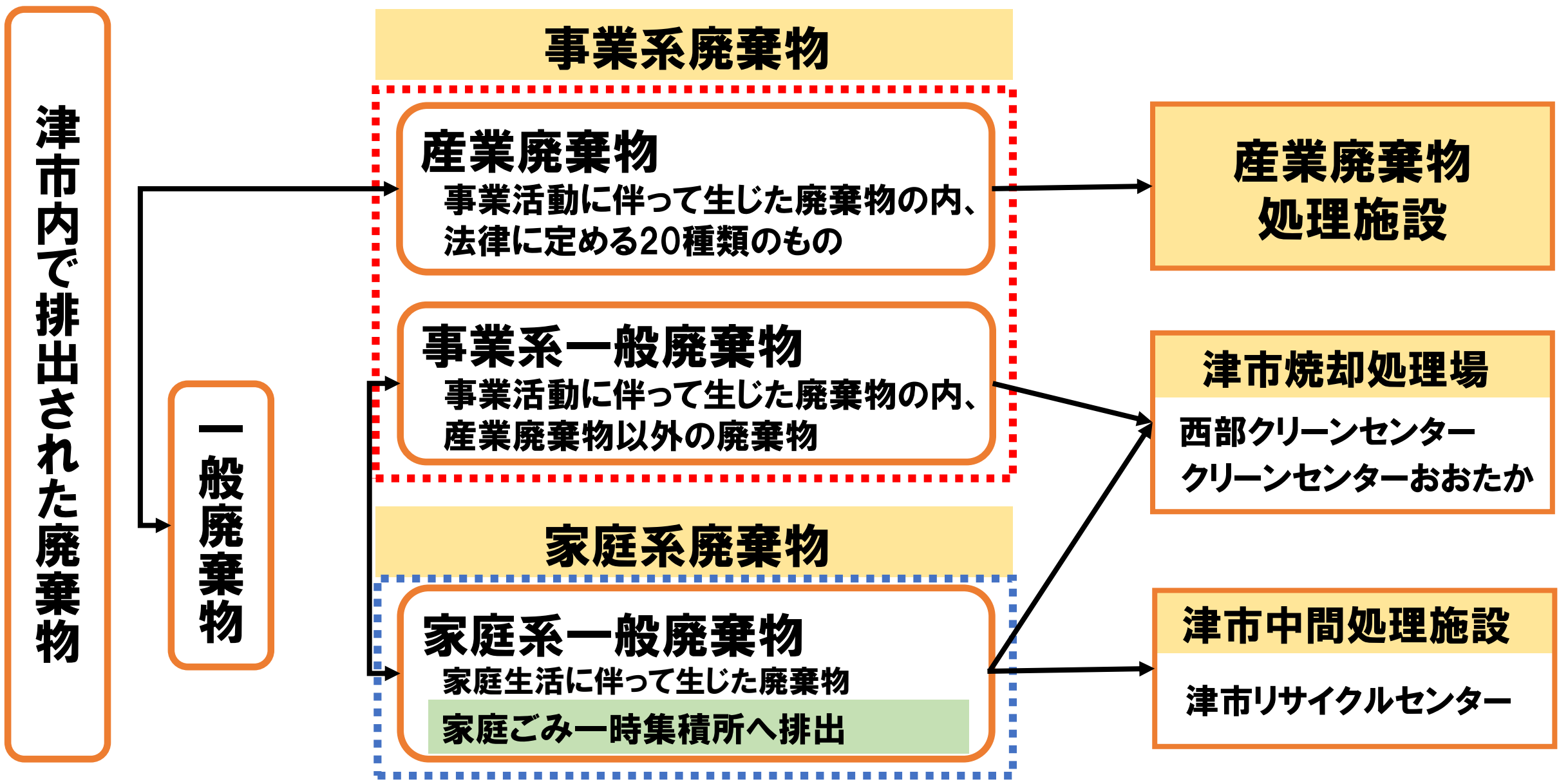

不法投棄、不法焼却は法律で禁止されています。
廃棄物を道路や空き地に捨てることや野外で焼却することは一部の例外を除き禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1，000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科に処されます。

産業廃棄物を一般廃棄物の処理施設である津市の処理施設に搬入を行った場合、「不法投棄」に該当する場合があります。

事業系廃棄物の分別と処理方法

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の例

事業系一般廃棄物は、主に可燃系のごみであり、生ごみ（残飯）や髪の毛、リサイクルができない紙、剪定枝、刈草などが該当します。

飲食店	生ごみ、紙コップ、割り箸　など　⇒　事業系一般廃棄物 食器類、ペットボトル、プラスチック類　など　⇒　産業廃棄物
美容室	髪の毛、リサイクルできない紙　など　⇒　事業系一般廃棄物 溶剤の容器（金属製、プラスチック製）　など　⇒　産業廃棄物
事務所	刈草、剪定枝、リサイクルできない紙　など　⇒　事業系一般廃棄物 弁当がら、ペットボトル、空き缶　など　⇒　産業廃棄物

「量が少ない事」「家庭系廃棄物と見た目が同じだから」という理由で、事業系廃棄物を、家庭ごみ一時集積所に排出することはできません。

事業系廃棄物は事業者が自らごみ処理施設へ搬入するか、収集運搬の許可がある業者へ依頼してください。

その他事業系一般廃棄物と間違えやすい産業廃棄物の例

<u>廃プラスチック類</u>

ペットボトル　白色トレイ　ビニール袋　ビニールひも　発砲スチロール、プラスチック製品　ポリ容器、プラスチック製容器包装（弁当がら、カップ麺の容器、菓子袋など）　ロープ　シート　など

<u>金属くず</u>

空き缶　金属製ロッカー　スチール製事務用品　電気設備機器　パイプ　金網　傘の金属部分　など

<u>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</u>

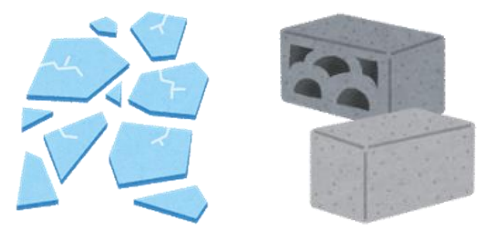

びん　蛍光管　窓ガラス　電球　レンガ　陶磁器　など

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物：　排出者自身又は津市内の一般廃棄物収集運搬業の許可がある業者へ委託を行い、津市の焼却処理場へ搬入

産　業　廃　棄　物　：　排出者自身又は三重県内の産業廃棄物収集運搬業の許可がある業者へ委託を行い、産業廃棄物処理場へ搬入
※排出者自身で搬入を行う場合は、運搬車両に「産業廃棄物の収集・運搬車」である旨を表示する必要があります。

事務所と住居が併設（兼ねている）場合

事務所（店舗）と住居が併設または兼ねている場合であってもは、家庭生活に伴って生じた廃棄物は、家庭系は「家庭系廃棄物」として、事業活動に伴って生じた廃棄物は、「事業系廃棄物」としてそれぞれ処理をしなければなりません。

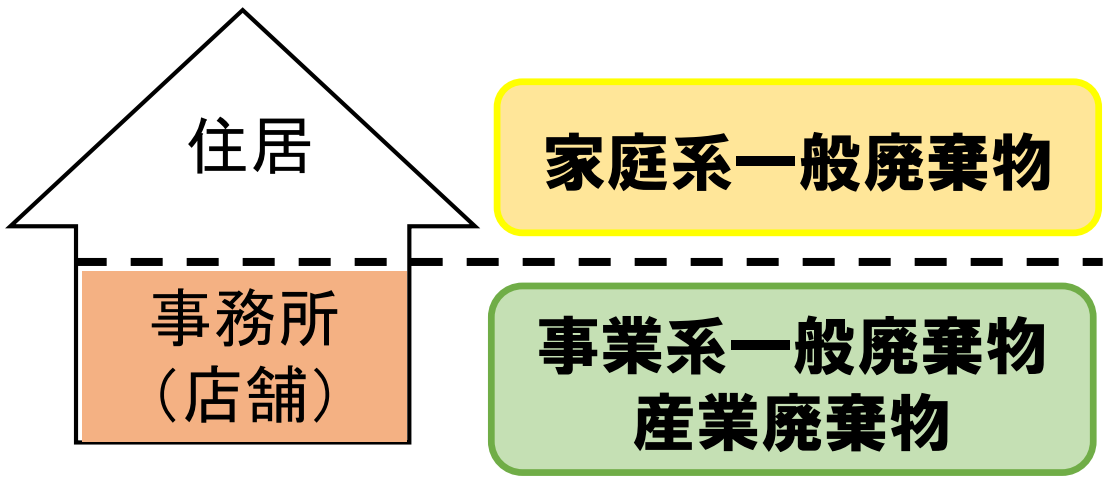

ごみの性状（見た目）が同じ場合でも、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は家庭ごみ一時集積所へは出せません。事業系廃棄物は事業者の責任において処理をしてください。

ごみとしてではなく資源としての処理

資源物として売り払い

空き缶や空きびん、古紙（コピー用紙や新聞、段ボールなど）は、資源物引取業者に回収を依頼することで、売り払うことも可能です。

そのため、安易に事業系一般廃棄物や産業廃棄物として処理を行うのではなく、売り払いを行い、リサイクルを図りましょう。

再生利用個別指定業者への引き渡し

津市の焼却処理場へ搬入された廃棄物は、焼却処分されますが、市内には、生ごみや刈草、木、竹などの廃棄物を、堆肥やバイオマス燃料などの新たな製品にリサイクルする再生利用業者が存在します。

再生利用個別指定業者は右記の二次元コードから確認できます。

指定業者への搬入には、費用負担が必要です。

多量の事業系一般廃棄物排出事業者へ（津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則第2、3条）

市内大規模事業者のごみ減量化･資源化の状況を把握し、本市のごみ減量化･資源化施策に活用することを目的としています。

減量化計画書の提出

毎年4月1日から翌年3月31日までの間における事業系一般廃棄物の減量等に関する計画を、毎年5月末日までに、事業系一般廃棄物減量化計画書により市長に提出しなければなりません。

※提出方法については、津市ホームページで確認いただけます。
※様式、作成要領及び計画書記載例は、津市ホームページから取得することができます。
＜津市ホームページ＞　http://www.info.city.tsu.mie.jp/
総合TOP→市民のみなさまへ→暮らし→ごみ・環境→ごみ→事業系一般廃棄物

対象事業者

市内で常時１日当たり10キログラムを超える量又は一時に100キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出し、その事業に供される部分が3,000平方メートル以上（小売店舗については500平方メートルを超える）の建築物を所有又は権限を有する事業者

産業廃棄物一覧表

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
三重県「産業廃棄物処理の手引き」Ｐ４，５

○すべての業種において産業廃棄物となるもの

種類	内容
1　燃え殻	事業活動に伴って生ずる石灰がら、灰かす、炉清掃残渣物等
2　汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみを指すのではなく、有機性及び無機性のもののすべてを含む。無機性汚泥の代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈殿池より生ずる汚泥等
3　廃油	鉱物性油及び動物性油脂に係る全ての廃油を含むものとし、潤滑油計、絶縁油系、洗浄用油系及び切削油系の廃油類、廃溶剤類及びタールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）
4　廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機性廃酸類をはじめ廃液のすべて
5　廃アルカリ	廃ソーダー液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液（中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う。）
6　廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
7　ゴムくず	天然ゴムのくず（合成ゴムは、廃プラスチック類として取り扱う。）
8　金属くず	切粉、ショットブラスト（金属のみがきに使用したものに限る。）、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、鉄くず、鉛管くず、鋼くず、アルミくず、研磨くず、切削くず、バリ、ダライ粉等
9　ガラスくず等（ガラスくず等、コンクリートくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	①ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず等 ②コンクリートくず：製品の製造過程などで生じるコンクリートくず等 ③陶磁器くず：土器・陶器・磁器くず、耐火煉瓦くず等 ④廃石膏ボード（平成25年4月1日以降）
10 鉱さい	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含む物を除く。）、転炉・高炉・平炉・電気炉・溶融炉等の残さい（スラグ）、キューボラのノロ、ドロス・カラミ・スパイス、金属スラグ、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす、鉱じん、廃上石類（鉱石の加工の際生じるものに限る。）等
11 がれき類	工作物新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルト・コンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等）
13 処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの（例：有害汚泥のコンクリート固形化物）

○特定の業種から排出された場合にのみ産業廃棄物となるもの

種類	指定された業種等の内容
14 紙くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの ③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
15 木くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ④PCBが染み込んだもの
16 繊維くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの ③PCBが染み込んだもの
17 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
18 家畜ふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
19 家畜の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
20 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物

問い合わせ先

	施設名称等	所在地	電話番号	内容等
市の処理施設等	環境政策課	津市西丸之内23番地1号	059-229-3258	一般廃棄物の分別・収集運搬許可に関すること
	環境施設課	津市片田田中町1342番地1	059-237-0671	一般廃棄物の施設の搬入に関すること
	津市リサイクルセンター	津市片田田中町1342番地1		一般廃棄物のうち燃やせるごみ以外の搬入施設
	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町1304番地		一般廃棄物のうち燃やせるごみの搬入施設
	津市クリーンセンターおおたか	津市森町2348番地1		
	三重県津地域防災総合事務所　環境室	津市桜橋3丁目446番地34	059-223-5083	産業廃棄物に関すること

市ごみ処理施設の受付日時と搬入時の注意点

市ごみ処理施設の受付日時

- **施設稼働日時**　月曜日から金曜日（12月31日から翌年1月3日を除く）
- **施設搬入可能時間**　8:30～12:00，13:00～16:30
- **施設使用料**　20kgまで310円　以降10 kg毎に150円ずつ加算

廃棄物搬入時の注意点

- 運搬にあたっては、飛散し、流出しないようにしてください。
- 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置をしてください。
- 市の処理施設へ搬入する際は、市内のどこの事業所から排出されたごみか、排出の経緯などを窓口で確認します。なお、その際は身分証明書の提示を求めることがあります。

【発行】令和6年10月
津市環境部環境政策課
所在地　津市西丸之内23-1　津市役所6階
連絡先　059-229-3258（直通）
FAX　059-229-3354
E-mail　229-3139@city.tsu.lg.jp

津市